

## 紀美野町まちづくり推進協議会 規約

### (名称)

第1条 この協議会は「紀美野町まちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、美しく快適で活力あるまちづくりを推進するため、個人及び各種団体等による地域活動を支援し、会員相互のコミュニケーションを深め、まちづくりに必要な方策等を検討・実施し、それぞれの具体的活動をより効果的に展開させることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 紀美野町まちづくり活動についての検討会の実施
- (2) 会員間の活動情報の収集・提供・意見交換
- (3) 国道370号沿及びこの地域の広域にかかる観光情報の収集及びPR
- (4) 都市との交流促進に関すること。
- (5) その他協議会の目的に必要な事業

### (会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する者で、所定の入会申込を行い、役員会にて承認された者とする。

- 2 協議会にアドバイザーを置くことができる。
- 3 協議会を退会しようとする者は、所定の退会申込を行い、役員会にて承認を得なければならない。
- 4 会員が協議会に損害を与えた場合、協議会の名誉を著しく棄損した場合、本規約に反した場合、会員としての信用を失った場合、または反社会的勢力であったもしくはこれと関与した場合、役員会の過半数の議決によって、当該会員を退会させることができる。

### (役員を選任)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名を置く。

- 2 役員は会員間での互選とし、総会において承認を得る。

### (役員の仕事及び任期等)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 5 監事は会計を監査する。
- 6 役員が協議会に損害を与えた場合、協議会の名誉を著しく棄損した場合、本規約に反した場合、会員としての信用を失った場合、または反社会的勢力であったもしくはこれと関与した場合、解任することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、役員会、みらい創造会議、部会長会及び部会とする。

- 2 総会、役員会の議長は会長があたる。
- 3 みらい創造会議、部会長会の議長は互選とする。
- 4 部会の議長は部会長があたる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、次の事項を審議議決する。
  - (1) 規約に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 役員選任及び解任に関すること。
  - (5) その他協議会の運営に関すること。

(役員会)

第9条 役員会(監事を除く。)は、会長が必要に応じて開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべきこと。
- (2) 総会が議決した事項の進行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(みらい創造会議)

第10条 みらい創造会議は、必要に応じて開催し、地域における課題に関すること等を協議し、協議結果について行政からの意見を求めるものとする。

(部会長会)

第11条 部会長会は、必要に応じて開催し、次の事項の取りまとめ、役員会及びみら

い創造会議へ報告するものとする。

- (1) 各部会の運営、事業の進捗状況に関すること。
- (2) 役員会への付議に関すること。
- (3) みらい創造会議への提案に関すること。

(部会)

第12条 協議会の事業を円滑に行うため、役員会が必要と認める部会を設置又は廃止することができる。

- 2 部会は、会員の中から選出された者をもって構成し、部会長を選出する。
- 3 部会は、協議会の目的に沿った専門的または特定の事業について企画し実施する。
- 4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

(議決)

第13条 会員の過半数以上の出席がなければ会議（以下この条において会議とは部会を除く。）を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合、会議の議長の決するところによる。
- 3 会議を欠席する会員は、書面（以下この条において書面とは電子メール等を含む。）をもって委任することができる。ただし、会議定足数における出席として取り扱うが議決権の対象とはならない。
- 4 会議は、会長の承認を得て、書面により決議することができる。
- 5 前項に規定する議決を行った場合、その結果を書面により会議の会員へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、紀美野町役場まちづくり課に置く。

- 2 事務局員は、海草振興局及び紀美野町役場まちづくり課の職員をもって充てる。
- 3 事務局は、会計を補佐する。

(経費)

第15条 協議会の会計は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報の保護)

第 17 条 会員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は平成 18 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 4 年 6 月 28 日から施行する。